

「異なる語り方」に向けて ——著書『共依存の倫理』書評への応答——

小 西 真理子

(大阪大学／立命館大学生存学研究センター)

本稿は2018年3月に開催された、拙著『共依存の倫理——必要とすることを渴望する人びと』（2017年、晃洋書房）の合評会「共依存の倫理と支援のあり方」でのやり取りを踏まえたうえで執筆したものである。合評会でのコメントおよび書評をお寄せくださった奥田太郎さん、小松原織香さん、伊田広行さん（以下、敬称略）に応答させていただく。

1 奥田書評へのリプライ

奥田のコメントは、拙著の随所で読み取れる倫理的な問いを汲みとり、それが倫理学においていかなる意味を持つのか、あるいは既存の倫理学に（それとは異なる仕方）どのような提案ができるのかを問いかけるような形で展開されている。

1-1 なぜ明言を避けるのか

奥田はまず、拙著のタイトルが「共依存とは何か」ではなく、「共依存の倫理」であることに着目し、そこで問われてしかるべきである「共依存はどのように語られるべきか」「共依存し続けることは許されるのか」といった倫理的な問いについて、明言が避けられていることを指摘している。奥田が気づいているように、拙著ではそのような問いに明確に応えることをすべきでないと考えている。拙著が最も注意を払って記述している共依存者は、共依存からどうしても「回復」することができない、あるいは「回復」を望まず、そういう生き方を引き受けている人びとである。しかし、共依存者には心から「回復」を望む人びともいるし、共依存し続けることでそこにある関係性よりも大切なものを失ってしまう人びともいる。共依存関係にある人びとの（第三者としての）身近な他者が、その関係性に巻き込まれ、苦しんでしまうことがある。このような人びとやその関係性を取り巻く諸問題をひとくくりに表現できてしまう「共依存」という言葉をもって、「共依存はこのように語られるべき」と限定することや、「共依存することは許されるべきだ／許

されないべきだ」と明言することこそ、避けなければならないと考えている。拙著が描く「共依存の倫理」とは、共依存者の多様な生き方と関わるものであり、そのような存在の肯定を目指すものである。

1-2 共依存と幸福について

『共依存の倫理』の内在的なテーマの一つは、共依存者の「幸福」と関わるものである。まず、拙著で記述されている共依存者の「幸福」「不幸」は、完全に二項対立的ではなく両義性を有するものであり、両者が入り混じったり、時とともに変化したりする曖昧性のうえに成り立つものである。回復を望まない幸福な共依存者と、回復を求める不幸な共依存者という分類も疑問であり、共依存という事象をもって、この「幸福／不幸」を完全な形で区別することはできないのではないかと考えている。回復したり望んだりする方が生きやすいがなぜかそうはいかない（そうしない）人と、回復できる人という区分は存在するが、この区別において、前者が「幸福」を感じ、後者が「不幸」を感じていると固定して割り当てることはできない。

パーフィットの分類においても、完全に当てはまる枠組みはないように思われる。その理由は、共依存者の「幸福／不幸」が両義的で流動的なものであることに由来する。とはいえ、パーフィットの分類は明晰であるがゆえ、（それゆえ当てはまらないとも言えるのだが）共依存の幸福論を浮かび上がらせる手助けをしてくれるものであると考える。まず、拙著では、本人がどう感じているかということを大切にしているため、客観的リスト説は最も遠い説である。また、拙著は快の有無を重視していないため、快樂説に落とし込むことはできない。共依存者の特徴の一つとして「必要とされることを欲する」ところがあることを考慮するならば、提示された中では欲求充足説、さらにいえば、全体的欲求説に親和性があると考えられる。しかし、全体的欲求説から考察した場合、「普通」に考えるならば奥田が事例Aで示したように、一時的な欲求充足を求めて共依存し続ける者は、「不幸（値が高

い)」と捉えられるだろう。しかし、共依存という生き方やそこに見いだされる倫理に善を見だし、誰に否定されようとも生涯にわたってそれを貫こうとするならば、共依存し続けることこそ「幸福（値が高い）」ということになる。

欲求充足説特有の問題として、外的選好、不合理な欲求、適応的選好形成、自分が経験しないことに対する欲求などが発見されているが（江口 2015: 28）、このうち、不合理な欲求と適応的選好形成からの批判は、拙著に対する最も慎重な議論を要する批判と一致していることは注目に値する。この点に関しては、欲求充足説に向けられた批判を検討しながら、不合理な欲求を排除しないことがなぜ求められるのかということと、適応的選好にもとづく有識者の判断の危険性を考察することなどをつづじて、今後存分に検討したいと考えている。

1-3 共依存と「あるべき人間関係」論について

奥田が指摘しているように、「あるべき人間関係」を具体的に論じることは、拙著が批判的に距離を取ろうとしている共依存言説に内在する倫理観と同様の道をたどることであると考えており、今後ともその路線で研究を展開するつもりはない。しかしながら、「あるべき人間関係」論を〈「人間関係」はいかにあるべきか〉というものではない別の仕方でも展開することは、拙著の研究成果をより深化させることにつながると思われる。

現時点では、〈なぜ人は「あるべき人間関係」論を構築しようとするのか〉という点に関心がある。共依存言説に内在するような倫理観がいかに形作られるのか、そして、そのような倫理観をなぜ人間は構築するのか／したいのか／すべきとされるのか。この疑問に迫るために、今後は、拙著にて共依存の回復プログラムの統治対象として浮き彫りにした現代の「健全な家族」がいかに統治されているかということをもより詳細に分析したいと考えている。なぜ人間はそのような規範を求めてしまうのか、そうではないあり方をなぜ否定してしまうのかという問いに迫ったうえで、嗜癖することも人間の一つのあり方なのだということを論じていきたい。

また、奥田は「酔っぱらって死ぬ自由」や「治療しない自由」が愚行権の問題であるに対し、「共依存し続ける自由」は愚行権の行使には尽きないという区別を設けて論を展開しているが、私はこの点に関しては両者に大きな差異を見出していない。奥田は共依存を継続するか否かについてのみ、他者への危害との関係が直接に含まれており、周囲にそれを促す義務や責任が発生するとして

いる。しかし、酔っ払いであることや、治療しない状態であることを継続するにも、同様の事態は発生しており、そのような事態が現にあることが依存症研究・現場を見れば事実として突き付けられる。酔っ払いや治療しない者がその自由を行使するときに本人が一人で愚行していると見なすためには、本人が完全に孤立した状態を確立する必要があるが、実は現代においてはその状態の確立自体が非常に困難である。特に、本人の親、配偶者、子どもなどの家族や親密な関係性を築く者がいる場合、その人たちは本人の「愚行」に必ず巻き込まれることになる。たとえば、アルコールは暴力を振るったり、家庭内や外で暴れたりすることで、周囲を自らの問題に巻き込んできた。アルコールが問題とされるのは、その人の命が危険だからのみならず、周囲もその事態に巻き込まれるからでもある（そして、共依存者は、この状況におよんでまで、アルコールを支えようとしている「迷惑な人」ともいえる）。「酔っぱらって死ぬ自由」・「治療しない自由」と「共依存し続ける自由」に違いが存在するならば、前者が個人を前提とした愚行であるのに対し、後者は共依存という「関係性」を前提とした愚行であるということだ（ただし、依存症や共依存関係が「愚行」であるのかということは今一度検討を要する）。

また、個人としての周囲の人びとには上記の自由を支えなければならないといった義務や責任は存在しないと考える。上記の権利を行使し続けるような人びとの世界に巻き込まれることは、大変な苦痛を伴い、共倒れになる恐れも伴う。そもそもよほどの覚悟がなければ深入りなどできない。しかし、一種の権力をもって、離れたくないと訴えかけてくる当事者の関係性に「介入」する必要性を正当化するのならば、あるいは、現代社会がそのように動いていてそれを覆すことが難しいのならば、せめて分離以外の方法を用意しておくべきではないかと考えている。

また、奥田は共依存し続ける自由に耐えられるかという問いのもと、共依存し続ける「自由からの逃走」の可能性について指摘している。一方、アンソニー・ギデンズは共依存を後期近代以降における「自由からの逃走」を実現した逆再帰性のあり方の一つとして論じている。しかし、現代社会において、共依存し続ける自由は禁止されている、あるいは少なくとも後ろ指を指されるようなことであろう。だからこそ、共依存し続ける自由は主張する意味がある。奥田が指摘しているように、その自由が推奨されれば、共依存し続ける自由からも人は逃げ出そうとするだろう。この循環は永続するものであり、こ

こに将来的に逃走が生じるからといって、自由の主張は退けられるものではない。

1-4 共依存と<弱いロボット>について

ここでの「持ちつ持たれつの関係」はあくまで「相互依存 (interdependence)」と現在呼ばれているものであり、「共依存 (codependence)」のような否定・嫌悪を抱かれるようなものとは異なる。しかし、モノ作りの流れが、個々の弱さを克服するためのものになっていることは、「共依存」的なものを避けるための試みとも親和性があると考えられる。共依存は現代社会においては間違いなく生きにくい生き方である。そこに生きる人を肯定することが拙著の目的ではあるが、「嗜癖」へと転換するようなものを、「依存」先の分散をつうじて、その人が生きていきやすくするのも一つの方法であると考えている。

しかし、そもそも人間はロボットと相互的あるいは共的な依存関係を築けるのかという疑問が残る。というのも、ロボットは人間の欲望によって作られたものであり、<弱いロボット>も含めて人間が望んだ機能を有して動いているからである。あるロボットへの執着が強固なものとなり、共依存的なものが見いだされたとしても、それは人間がロボットに一方的に依存しているのではないか。したがって、共依存関係の成員にロボットを含めることができるかは疑問である。共依存関係は不健全とされる場合においても両者が共に互いに執着していて、求め合っているような状態である。ロボットと人間との関係において、ロボットは人間を求めているということが断言できるのだろうか。現時点では、ロボットが自ら人間を求めていると考えるため、ロボットに対して共依存的な「症状」を現わすことはできるが、ロボットとの共依存「関係」は厳密には成立しないという立場を取る。

2 小松原書評へのリプライ

小松原の論考は、合評会を経由することで執筆されたものである。本書評では惜しくも削られてしまったが、彼女が合評会で提示した4つのコメントはどれも重要なものだったと考える。そのため、まず合評会でやり取りされた小松原の質問と小西の応答を紹介させていただき、次に小松原の論考から得た「気づき」について記したい。

2-1 合評会コメントとリプライ

①「献身 (sacrifice)」をどう評価するのか

【質問】 過酷な現場 (特に社会運動の現場) には必ず異様

な熱情を持って、自己犠牲的に働く (共依存者と表現できそうな) 人がいる。そういう人の目的は金や名声ではなく、「人の役に立ちたい」という善意に由来するものである。こうした人々の愛が、社会に包摂されない人びとの命を守っていることは間違いがないことであるが、それを正当化すべきなのだろうか。

【応答】 この現象は、社会運動の現場だけでなく、ケア労働の現場にも往々にして生じていることである。重労働、低賃金、人手不足などの悪条件が悪循環している実態は現代の社会問題になっている。たとえば攻撃性を伴うような重度知的障害者を多く抱える施設では、その悪条件はさらに深刻である。しかし、その条件下においても、その仕事に献身的に取り組む人がいることによってこそ、そこにいる人たちの生が守られている側面があることは、否定すべきでないことである。ここにある「献身」そのものについては「正当化」というよりも「評価」に値するものであると考える。しかし、そのような献身性を持った人びとが、現代では公然と「搾取」の対象となっている。「献身」は評価すべきだが、その「搾取」に対する不当性への批判を同時に行う必要がある。他方、この「献身」が共依存的なものの場合、全肯定できないところがある。それは4つ目の質問につながる問題である。

②共依存関係をうまく築けない人はどうするのか

【質問】 病気や障害、性格や不運などによって、共依存関係を築けない共依存者はいる。その場合、「耐えがたい苦痛」を逃れるために支援者はおそらく「共依存の自己」を脱却して健全な関係を築くようにサポートする。共依存関係を持つことのできる (さらに、そこから愛を見いだすことができる) 共依存者というのは、特権的で希少な存在であり、その経験を語ることは「絵に描いた餅」にならないか。

【応答】 まず、「希少」であることを理由として、その経験やそこに存在する問題を論じる価値がないとは一切考えない。一人でもその問題に絶望するほどの苦しみを感ずる人がいるならば、それは十分に考えられるべきであるという立場をとる。それと同時に、特定の個人の問題について考察していたにもかかわらず、その考察が別の人にも関連したものであったという事態は、研究業界のさまざまな分野で指摘されてきたことでもある。したがって、対象が希少であることと、その経験を描写するに値しないということはつながらないと考える。むしろ

マジョリティの研究に欠けているものを発見できるというプラスの面がある。

次に、特権性に関して述べるならば、共依存関係は、現代において「病理」とみなされるものであり、それは現在推奨されている「ダイバーシティ」の構想においても除外されているものであることを確認したい。この意味において、この関係を築ける人が現代において「特権」を持っているとは決していえない。むしろ特権的であったはずの異性愛者、家族・子持ちの人びとさえも、共依存者として生きることでその特権性を剥奪されうる。しかし、共依存関係を求めている人の主観的なまなざしからは、小松原のいう「特権」という概念が意味を持つと考えられる。

③共依存者が求めるのは「相手」なのか「依存」なのか
【質問】 修復的正義の実践であれば、DV 状態であっても共依存者の関係を良いものに転ずることを目指す。その場合は「共依存関係の維持」ではなく「自立した対等な関係への変容」へ向かい、その結果、共依存は解体される。それを望む共依存者は、すでに「回復」してきていると言えるのではないか。つまり、「依存」そのものではなく、「相手」そのものを尊重した関係を求めるのは、回復論に乗ることになるのではないかと？

【応答】 共依存においては、「相手」つまり「特定の他者」と「(極度で病的な) 依存」の双方が求められている。小松原の指摘どおり、「特定の他者」と離れることなく、「(極度で病的な) 依存」を回復する方法を提示しているのが修復的正義の実践である。そこでは共依存からの脱却が促されており、これは既存の回復論の方法と同型のものである。しかし、修復的正義の論者のなかでも、DV、児童虐待がタブー視される傾向にあることから明白であるが、たとえこの回復論に乗っていたとしてもタブーとされる事象がある。拙著は、「回復論拒否」の一段階前として、「回復論のなかでもタブーとされる事柄にもニーズが存在すること」を説いている。したがって、修復的正義の議論に乗れるのは、「相手」を求めている人であり、「回復論を拒否」する者は、「相手」も「(極度で病的な) 依存」も求めている人だと考える。

④仕事の上で共依存者である人に問題はないか

【質問】 研究者(大学院生)の中にも相当数の共依存者がいると思われる。「人の役に立ちたい」と思って研究することは良いことなのか。金銭的な援助や、政治的行動

を「あなたのために」と言って行う研究者はそれで良いのか。権力を持つ側にある人間は、共依存者であることを慎むことは必要ではないのか。

【応答】 「他者の問題を自分の問題とすることで存在証明を行っているような人」を共依存者としてとらえるならば、研究者にも相当数の共依存者がいるというのは大いに同意する(これは当事者研究においても同様なことが言える。共依存者や元共依存者が共依存研究の大家であることが多い)。小松原が懸念しているように、「人の役に立ちたい」、「誰かのために研究する」、「あなたのために」ということは、手放しでよいとは言えない。私は共依存の肯定性を述べているが、たとえば「慈善事業」や「支援」といった一見完全に善のように見えるものが、共依存的な構図を持っている場合があり、その場合は共依存の否定性を強調すべきであるとも考えている。そこには、その否定性が棚上げされたうえで「善」を武器にした支配が存在するからである。このことは、拙著においても、「この回復論の『否認』を選択しようとしている者に対して、それを押しつけることは、イネイブラーが『あなたのために』と言って近づいてくると非常に近い関係にある」(小西 2017: 249-250)と指摘している。権力を持つ側は「権力行使」をするという意味で共依存者であることを慎むべきであるという意見にも同意する。ただし、権力や関係の非対称性が存在するかぎり、どんなに気をつけようとも、「権力行使」がいかなる瞬間にも一寸も生じていないというのは考えにくいのではないかと疑念を抱いている。

2-2 「曖昧な語り方」を引き受けるということ

小松原は拙著第5章「共依存とフェミニズム」に焦点を当て、フェミニストからの共依存批判を踏まえた上で、共依存の内的意義を論じた部分を、『共依存者の生』をありのままに肯定しようとする本書の試みの、理論的中核」として紹介した。ここでは、共依存関係にある当事者が、現行の支援を拒否することで「何か」大切なものを守ろうとしている様子を記述的に表現し、その「何か」に言葉を与えるために「愛」という概念を使用している。小松原がまとめているように、支援者が「共依存者の生」をありのままに肯定することや、共依存者がその関係性において「何か」守ろうとしており、しかもそれにより「愛」だといったことを受け入れることは、相当のリスクを伴うことである。そうすれば、そもそも「支援」が成り立たなくなる恐れがあるからだ。

しかしだからといって、共依存当事者のリアリティを無下にしてはいけぬ。そのリアリティを否定・完全な誤りとし、その存在をなきことにするのは、当事者の存在そのものを否定するという大変な暴力性を伴う事態にもなりかねない。正義の名のもとに、共依存者はさまざまな立場の「介入者」から支配されやすい。当事者がその支配に抵抗を示しても、その暴力性は「あなたのために」という言葉で正当化されてしまう。だからこそ、共依存者の視点にたつてその生を描写することが『共依存の倫理』の意義の一つであった。そこで「愛」という言葉を使っていることは今でも少し戸惑いがある。小松原の言葉を借りれば、共依存者が守ろうとしている「何か」とは、「捉えがたく曖昧なもの」、そして、「割り切れない『何か』、不条理で感情的で壊れやすい『何か』」なのであり、「この『何か』を論理的に追求すれば、『何か』の存在自体があつという間に霧散してしまい」二度と捉えることはできないようなものである。だからこそ、この「何か」は論理的に説明するというよりも、記述的に描写するしか表現のすべがないのかもしれない。

しかし、曖昧な語り方は明晰な語り方に対して「弱さ」をもっている。合評会中に小松原が指摘したように、キャサリン・マッキノンがキャロル・ギリガンへのケアの倫理を激しく批判した大きな理由の一つがここにある (Gilligan, MacKinnon et al., 1984: 73-76)。だからこそ、時にはその「弱さ」をはねのけ、戦いに挑む「強さ」も求められるだろう。しかし、そのような「強さ」を持つということ自体が、誰にでも約束されたことではない。抑圧されてきたものであれ、見逃されてきたものであれ、その「声」を公的に届かせることができる人は、女性であってもマイノリティであっても、最低限の「強さ」を持っている。しかし、私が記述してきた「回復しない共依存者」は、「弱さ」のなかに留まり、「弱さ」をもって「語る／語らない」人びとではないか。そのような人びとについて、ただ「語る」ことだけでもいつでも暴力性が発生する危険性と隣り合わせなのに、そのような人びとを「強さ」をもって「語る」ということは暴力性と直結する事態を招いていないだろうか。

小松原のコメントをつづじて、私が最も強く感銘を受けたのは、曖昧な語り方を引き受けることの大切さである。「曖昧な語り方」や「語れなさ」のなかに、未だ見出せずにいる「異なる語り方」の可能性を探っていくことの意義や、それでも言語化され得ない「語れなさ」をそのままにしておくことの意味を、今後も追求していければと思っている。

3 伊田書評へのリプライ

伊田の合評会（および書評）コメントは、いかに自分の方が正しく優位であるかの説明がなされたものであったが、私はそこから「教えられる」つもりはない。伊田のコメントに対する多数の誤読の指摘やそれに対する細かい反論は、すでに合評会の時に示した。以下では、そのような語り方を踏襲するのではなく、別の応答の仕方を探りたい。

3-1 異なる語り方

心理学者キャロル・ギリガンは、著書『抵抗への参加』（2011）において、自身の名著である『もうひとつの声』（1982）を執筆・出版した当初のことを振り返っている。ギリガンが『もうひとつの声』の執筆に至ったのは、1970年代に彼女が経験した伝統的心理学に対する、ある気づきをとおしてのことだった。ギリガンは、これまで心理学者たちが「人間」と「男性」を同義のものとして捉えてきたため、「女性」はそれと異なる存在であるとされるか、あるいはそもそも考慮の対象とされてこなかったことに気がついた (2011: 16-17)。フロイトやピアジェ、そして彼女の師であるエリクソンやコールバーグといった男性たちには、女性の発達には「欠陥」があるように見えていた。というのも、彼らは「女性の感情的で敏感な反応は、合理的に考える能力と客観的に判断する能力を危ういものにする」(ibid.: 19-20) と考えていたからである。このような特徴をもつ語り方は、当時の心理学界では単なる「欠陥」と見なされていたし、大学の授業でのやり取りにおいても「論点のずれたもの」と認識されてきた（現在もされている）(ibid.: 16)。ギリガンは、このような語り方が導かれるだろう議論は男女関係なく避けられる傾向にあると指摘した。

ギリガンがその事態に対してははっきりと違和感を覚えたのは、ある女性にインタビュー調査をしているときのことだった。ギリガンが道徳的発達を評価するために、あるジレンマへの応答を求めると、女性は以下のように問いかけた。

あなたは私が考えていることを知りたいのですか？
それとも私が本当に考えていることを知りたいのですか？ (ibid.: 20)

この応答は大変興味深い。ギリガンが指摘するように、そ

の女性は「自分が本当に考えているのとは異なる仕方
で思考するすべを身につけてきた」(ibid.: 20)のである。それはなぜか。そうではない語り方をしたとき、論点がずれていると認識されたり、そもそも問いに答えようとしていないと捉えられたり、自分の話が相手に受け入れられなかったりするを知っていたからである。だからこそ、「本当に考えていることを表現するための語り方」ではなく、「本当ではないけれど考えていることをある程度伝えることができ、ある程度受容されることが期待できるような語り方」を選択してきたのである。

ギリガンの『もうひとつの声』はそこで切り捨てざるを得ないとされていたような語り方を「真正面から」捉えたものだった。明晰ではなく曖昧だけれど、その曖昧さのなかで「何か」を描くような語り方。アカデミズムにおいても、日常的なさまざまな場所でも、そのような語り方は「何を言っているのか分からない」という印象を与えるし、曖昧であるがゆえに時に描こうとするものとは別の意味に解釈されてしまうこともある。だからこそ、時には「真正面から」明確に問いを捉えているような語り方への切り替えが求められる。そうしなければ、議論の「土俵」にあがることさえできないことしばしばある。しかし、明晰な論調では決して表現できず、曖昧さをもってしか「本当のこと」を語れない事態がある。そのような語り方の意味を発見したギリガンは、『もうひとつの声』というタイトルをつうじて、「新しい語り方」を求めたのである (ibid.: 14)。

共依存者の語りは、ギリガンが記述している語りのなかに現れては来るものの、ギリガンによって示された語りよりも、さらに曖昧で「弱さ」に満ちたものである。その語りは「声」として捉えられにくい。しかし、その語り方を大切にしていくことが、共依存者の声をはじめ、「声なき声」をも尊重するということなのではないだろうか。

3-2 問題ある人の「良い点」を語るということ

『アルコール依存症に負けずに生きる』(2018、ナカニシヤ出版)は、アルコール依存症の自助グループ、アルコール・アノニマス(以下、AA)のメンバーである元大学教員によって出版された。彼の飲酒は現在止まっている。しかし、「アルコール依存症に治癒はない」というAAの共通認識を確信する彼は、自身は生涯にわたってアルコール依存症であるため、一生飲酒はしないと決めている。彼の父もアルコール依存症で、父親は飲酒が原因で亡くなった。そのような経歴を持ち、アルコールの恐

ろしさを誰よりも知っている彼は、アルコール依存症から立ち直ることの重要性について語っている。特に、今現に悩んでいるアルコール依存症の子どもたちへ、彼は自らの著書が届き、彼らの人生が依存症によって破壊されないことを望んでいる。

こんなにもアルコールを憎んでいるのに、アルコール依存症であるということは絶対にあってはならないことだと訴えているのに、彼は父親に対しての複雑な想いを抱えている。父親はとてつもない評判の悪いアルコール依存症者であった。でも、彼は父親の良いところを知っている。父親はアルコール依存症者であるけれども、彼には父親から別の扱いを受けた経験がたくさんある。彼は父親に憧れ、尊敬しているとも語っていた。

彼の故郷はオーストラリアの小さな農村であるが、父親が危篤のときは日本にいたため看取することはできなかった。オーストラリアに到着してから父親が亡くなる前の話を母親に聞き、そこから葬儀に至る話を著書にこう記している。

日曜日から水曜日まで、家族は彼の病床を囲んでいた。その三日間について、母は言った。死が迫る中、アルコール依存症の問題はすっかり取り去られたかのように、アルコールが影響していない彼の姿を初めて見たと。アルコールの問題が取り去られてみれば、残ったのは、それまで見えなくなっていた家族への愛情だった、と……死に際にこそ間に合わなかったが、葬儀には参列できた。葬儀の場では、彼のアルコール依存症について率直に話したうえで、自分が気づいていた彼の良い点について話した。彼は、とにかく評判の悪い酔っ払いだったので、その話がどのように受け入れられるのか判断はつかなかったが、葬儀の後に、父を知っていた農村の人が何人も私のところに来て、自分たちが気づいていた彼の良い点について話してくれ、酒の問題さえなかったら尊敬できる人だと思っていたと伝えてくれた。アルコール依存症者の飲酒、そしてその飲酒に伴う振る舞いは、病気の症状であり、その人の性質や本質の反映ではない。重ねてそう言っておきたい(ミック 2018: 142)。

彼の著書は、拙著が依存症の病理化に対して問題提起しているのとは反対に、依存症が病気であることを訴えかけるものである。「本当の自分」に回復する道を説いているこの著書は、一見すれば拙著と真逆の立場の著書のよ

うに思われるかもしれない。しかし、私は彼の著作や彼の語る依存症観が私の立場と完全に異なるものだと考えていない。

彼が依存症は病気だと訴えるには理由がある。もちろん、それを病気だとすることで起きる問題点も彼は理解している。それでも、彼の経験に即するならば、依存症は「病気」であると強く言わなければならない。なぜか。それは、「病気」である依存症から「立ち直ること」ができるという訴えを当事者や当事者家族に訴えかけると同時に、依存症者がその症状や行動ゆえ、人格否定されることに異議申し立てをしようとしているからである。

その点において、「病気」に対する認識は異なるが、彼の著書は拙著と道を同じくする。「共依存関係」や「共依存者」をそのまま否定することは、当事者が現に今感じているリアリティを否定するだけではなく、その人格否定を行う行為へとつながる。問題行動をすべて取り払った先に残る「良い点」。その「良い点」を見つめている「共依存者」がそれを「良い点」として語ることまでなぜ「病気」だと言われなければならないのか。ある「肯定性」が共依存という関係を通じてしか見つけられないようなものとしたとき、どうしてその「肯定性」をすべて否定しなければならないのだろうか。共依存者自身の「良い点」をなぜ明示することさえ否定されなければいけないのだろうか。そんなことを教示的に説く「他者」の話、現に「良い点」を感じずにはいられない当事者たちはうなずきながら聴くことができるだろうか。その話を聞いて、自分や大切な人の生き方・人格を否定されたような気持ちにならないだろうか（そういう気持ちをいったんは聞き取るといっても、結局いかなる場合も「正しい」あり方を教示的に説明するならば、それは上記の事態と同じことである）。共依存を否定する言説にあらがい、共依存者を肯定することに意義を見出すのは、そのような観察があるからだ。

3-3 再訪しない「被害者」

本来ならば、確認するまでもない当然のこのように思われるのだが、特にここに類似するような事態に言及する場合は急に不問にされてしまうゆえ、あえて確認したいことがある。個人はそれぞれ異なる存在であり、したがって、ある問題の「当事者」とされる人も多様である。ある人に適切だった方法や支援が、別の人も適切であるとは限らない。（共依存に限定されたものではないが）DV関係にある者のなかには、分離を望んでおらず、分離を絶対視する支援を拒絶し、助けを必要としながら

も支援から遠ざかっていく人びとが存在することはすでに明らかになっており、その人たちのニーズを満たす政策が研究され始めている段階にきている¹⁾。

一定数の共依存者ないしDV被害者は、自分の被害を人に話すことで何らかの助けを欲している。しかし、友達や親・知人に話しても、国や学校の相談室に話しても、医療関係・支援関係の人に話しても、みんなに結論としては「離れたほうがいい」と言われる。「離れたくないんだね」と当人も相手も否定しない形で、当人の気持ちを「そのまま」受け入れてくれる先は稀有な場所である。自分の気持ちを「そのまま」話したただけなのに、自分の目にうつり、肌で感じたことを「そのまま」描写しただけなのに、それは「洗脳」されたものや「美化」されたものとしてのみ解釈され「そのまま」は受けとってもらえない。何らかの助けを求め、共依存状態や、DV被害を告白した先で、その気持ちや「事実」さえ受け取られずに、あるいは一見受け入れているという態度を示されて結局は「離れた方がいい」という結論のみしか用意されていないのだとしたら、その当事者は再度その相談相手のもとに助けを求めに行くだろうか。「支援」というものが「当事者を助けること」や「当事者に寄り添うこと」を本当に目的としているのなら、そのような対応は、その目的を達成することにつながるのではないだろうか。

支援者がせっかく支援を提供したのに、支援者に反抗したり、支援者を裏切って加害者をかばったり、加害者のもとに戻ったり、支援者のもとへの再訪を拒絶したりするような、ミルズの言葉を借りれば「恩知らずの被害者 (ungrateful victims)」（Mills 2008: 38-41）とされる当事者が、「自分が本当に考えていること」を当然のこととして話すことができる支援の現場があれば、より多くの人が「支援」によって救われるだろう。支援者が被害者的な態度で支援に抵抗する当事者の「不適切さ」を批判・問題視することは、支援者が権力をもって当事者からのケアを求めているということを暴露しているようなものである。ここでの「被害者」と「加害者」はいったい誰なのだろうか。ここで「共依存的」なのは誰だろうか。このような疑問が生じてしまう「支援」は「搾取」へと簡単に転じてしまうのである。

謝辞

拙著の合評会企画をご提案くださり、本書評の趣旨説明を担当して下さった角崎洋平さん、本書評の取りまとめおよび合評会をサポートくださった渡辺克典さん、

合評会企画を取りまとめてくださった櫻井悟史さん、どうもありがとうございました。さらに、合評会にご参加下さり、最後までお付き合いくださったみなさまに心より感謝申し上げます。

注

- 1) たとえばリンダ・ミルズは修復的正義をDVに適応させたプログラム実践について報告している。分離政策のニーズへの記述を含め、詳しくはMills 2008 および小西 2016 を参照されたい。

参考文献

- 江口聡 2015 「幸福についての主観説と客観説,そして幸福の心理学」『哲学の探求』vol.42、哲学若手研究者フォーラム。
- Gilligan, Carol, 2011, *Joining the Resistance*, polity.
- Gilligan, C., MacKinnon, C., et al., 1985, "Feminist Discourse, Moral Values, and the Law : A Conversation," *Buffalo Law Review*, vol.34 (1).
- 小西真理子 2016 「DVにおける分離政策のオルタナティブのために——リンダ・ミルズおよび修復的正義の視点」『生存学研究センター報告：〈抵抗〉としてのフェミニズム』vol.24。
- 2017 『共依存の倫理——必要とされることを渴望する人びと』晃洋書房。
- ミック・S., 2018 『アルコール依存症に負けずに生きる』ナカニシヤ出版。
- Mills, Linda G., 2008, *Violent Partners: A Breakthrough Plan for Ending the Cycle of Abuse*, Basic Books.
- バーフィット, デレク (著)・森村進 (訳) 1998 『理由と人格——非人格性の倫理へ』勁草書房。